

ピープルマネジメントアカデミー トレーナーコース受講規約および認定トレーナー規定

株式会社アンテ（以下「当社」といいます。）は、ピープルマネジメントアカデミー（以下「PMA」といいます。）におけるトレーナーコースの受講および認定トレーナーとしての活動について、以下のとおり定めます。

トレーナーコースへの申込者、受講者および認定トレーナーは、本規定および「ピープルマネジメントアカデミー利用規約」（以下「基本規約」といいます。）に同意のうえ、これらを遵守するものとします。

第1章 総則

第1条（本規定とPMA利用規約との関係）

1. 本規定は、基本規約に定める事項に加え、PMA トレーナーコースの受講および認定トレーナー制度に関して必要な事項を定めるものとします。
2. トレーナーコースへの申込者、受講者および認定トレーナーには、本規定および基本規約の双方が適用されます。
3. 本規定と基本規約の内容が抵触する場合、本規定において特に定める事項については本規定を優先し、それ以外の事項については基本規約を適用するものとします。

第2条（目的）

本コースは、PMA が提供するピープルマネジメントに関する考え方、知識およびスキルをより深く理解し、自ら実践するとともに、他者に適切に伝え、実践を支援することのできる人材を育成することを目的とします。

また、本コースの修了および当社による認定を受けた者を認定トレーナーとし、本規定に定める範囲において PMA に関する活動を行うことを認めます。

第2章 トレーナーコース受講規約

第3条（申込および契約の成立）

1. トレーナーコースへの申込者は、本規定および基本規約に同意のうえ、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 当社が申込みを承諾し、当社所定の方法により受講料の支払いが確認された時点で、トレーナーコースに関する契約が成立するものとします。
3. 当社は、申込者の受講目的、過去の受講状況、講座運営上の事情その他の事情を踏まえ、申込みを承諾しない場合があります。

第4条（講座内容および受講方法）

1. トレーナーコースの開催日時、開催方法、カリキュラムその他の内容は、当社が別途定めます。
2. 受講者は、受講に必要な通信環境、機器、ソフトウェア等を自己の責任と費用において準備するものとします。
3. 当社は、講座の品質向上その他の必要に応じて、講座内容、開催方法、教材等を変更する場合があります。

第5条（受講料および支払方法）

1. トレーナーコースの受講料は、当社が別途定めます。
2. 受講料の支払方法および支払期限は、申込時に当社が提示する方法によるものとします。
3. 振込手数料その他支払いに伴う費用は、受講者の負担とします。
4. 本条に定めのない事項については、基本規約の定めによるものとします。

第6条（修了要件および認定）

1. 受講者は、当社が定める出席、課題、実践、確認等の要件を満たすものとします。
2. 当社は、出席状況、課題への取り組み、講師としての理解度および実践力、PMAの理念・考え方への理解その他の事項を総合的に判断し、認定トレーナーとして適切であると認めた者を認定します。
3. トレーナーコースを修了したことのみをもって、認定トレーナーとして認定されるものではありません。

第7条（禁止事項）

受講者は、基本規約に定める禁止事項に加え、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他の受講者、講師または当社に対する迷惑行為その他講座運営を妨げる行為
2. 受講を通じて知り得た他の受講者、企業その他第三者の秘密情報を無断で開示する行為
3. 講座の内容を録音、録画、撮影、複製または第三者に提供する行為
4. 当社の許可なく、トレーナーコースの教材等を販売、転載、配布または第三者に提供する行為
5. 当社が公式に実施していると誤認されるような活動を行う行為
6. PMA、当社または認定トレーナー制度の信用・評価を不当に損なう行為
7. その他、当社が不適切と判断する行為

第8条（キャンセルおよび返金）

1. 受講者は申込後、受講開始前及び開始後を問わず、当社所定の方法により受講をキャンセルすることができます。
2. 返金に関しては、受講開始前であれば、支払済みの料金から返金に要する手数料を差し引いた金額を返金します。（受講開始とは、受講者が教材を受領した時点を指す）

3. 受講開始後の解約については、受講日数等に応じて返金額を調整します。具体的な返金額及び返金方法は、当社が利用者に説明の上、決定するものとします。
 4. 前各項の定めにかかわらず、法令上、返金その他の対応が必要となる場合には、当該法令に従うものとします。
-

第3章 認定トレーナー規定

第9条（認定トレーナーの位置づけ）

1. 認定トレーナーとは、PMA の理念、考え方およびピープルマネジメントに関する知識・スキルを理解し、それらを適切に伝え、実践を支援する能力を有すると当社が認定した者をいいます。
2. 認定トレーナーは、当社から依頼を受けて PMA 公式講座を担当するほか、本規定に定める範囲で、自らの研修、講演、コンサルティング等において PMA の考え方や教材を活用することができます。

第10条（認定トレーナーとしての活動）

認定トレーナーは、以下の活動を行うことができます。

1. 当社から依頼を受けて実施する PMA 公式講座
2. 企業等からの依頼に基づく研修、講演等
3. 自らが実施する研修、講演、コンサルティング等における PMA の考え方および教材の活用
4. その他、当社が認める活動
5. 当社から依頼を受けて PMA 公式講座を担当する場合の業務内容、報酬、日程その他の条件については、別途、業務委託契約、依頼書その他の書面または電磁的方法により定めるものとします。

第11条（認定トレーナーの倫理ガイドライン・遵守事項）

1. 認定トレーナーは、常にピープルマネジメントに関する知識・スキルの研鑽に努め、定期的な研修・勉強会等に積極的に参加するものとします。
2. 認定トレーナーは、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) PMA の理念およびピープルマネジメントに関する基本的な考え方を尊重すること
 - (2) 研修等において、参加者に対して誠実かつ適切に対応すること
 - (3) PMA としての考え方と、自らの見解・経験を必要に応じて区別して説明すること
 - (4) 参加者、企業その他関係者の個人情報および秘密情報を適切に管理すること
 - (5) PMA および認定トレーナー制度の信用を損なう行為を行わないこと
 - (6) 法令、公序良俗および本規定を遵守すること

第12条（PMA 公式講座と独自活動の区別）

1. 認定トレーナーが自ら企画・実施する研修、講演、コンサルティング等は、当社が公式に実施する PMA 講座とは別の活動とします。
2. 認定トレーナーは、自らの活動について、当社が主催、共催、保証または承認してい

ると誤認される表示をしてはならないものとします。

3. 認定トレーナーは、PMA の名称、ロゴおよび「認定トレーナー」の表示について、本規定に定める方法で使用するものとします。

第 13 条（教材・知的財産権の帰属）

1. PMA において当社が提供するスライド、動画、ワークシート、図表、文章、プログラム、カリキュラムその他の教材に関する著作権その他の知的財産権は、当社または正当な権利者に帰属します。
2. 認定トレーナーとして教材を利用することによって、当該教材に関する知的財産権が認定トレーナーに移転するものではありません。

第 14 条（教材の利用範囲と条件）

1. 認定トレーナーは、当社が認めた範囲において、PMA の教材（スライド資料、動画教材）を自身が行う研修、講演、コンサルティング等に活用することができます。
2. 教材の利用は、認定トレーナー本人による研修、講演、コンサルティング等の実施を目的とする場合に限るものとします。
3. スライド教材を利用する場合は、原則として当社が提供する最新版の教材を使用するものとします（利用する前に、e ラーニングシステム内の資料を確認すること）。
4. 認定トレーナーは、原則として、スライド資料の内容、構成、図表、文章等を、自己の判断で切り貼り、編集または加工して使用してはなりません。（下記の 5,6 を場合除く）
5. 研修等の目的上、一部を使用する場合であっても、PMA の趣旨や内容を誤って伝えることのないよう、原資料の構成・表現を尊重して使用するものとします。
6. スライド資料の一部を引用して使用する場合は、PMA の教材からの引用であることが分かるよう、当社が指定する方法により出典を明記するものとします。 出典表記の例は、以下のとおりとします。
出典：ピープルマネジメントアカデミー
7. 動画教材については、認定トレーナーが自身の学習用に視聴することができる権利を付与しています（PMA の e ラーニングシステムのアカウントを付与）。
8. 認定トレーナー以外の受講者が動画教材を視聴する場合は、PMA の e ラーニングシステムのアカウントを受講者ごと作成するものとします。最小の使用期間と利用料は、5 ヶ月間・11,000 円（税込）/人とします。
9. 上記の範囲を超える教材の利用については、事前に当社の承諾を得るものとします。

第 15 条（教材に関する禁止行為）

認定トレーナーは、PMA 教材について、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 教材そのものを第三者に販売すること
2. 教材を第三者に譲渡、貸与または提供することを目的として配布すること
3. 教材をインターネット上に公開すること
4. 教材を動画、PDF、電子書籍その他の形式で、第三者が自由に利用できる状態にすること
5. PMA 教材の全部または主要部分を、PMA 教材であることを隠して別の教材として販

売・提供すること

6. PMA の動画教材を研修や講演で放映すること
7. PMA の教材を、他の講座名称等を用いて販売すること
8. その他、当社または正当な権利者の知的財産権を侵害する行為

第 16 条（PMA の名称・ロゴ等の使用）

1. 認定トレーナーは、認定期間中、「PMA 認定トレーナー」その他当社が認めた名称を使用することができます。
2. PMA の名称およびロゴは、当社が定める方法に従って使用するものとします。
3. 認定トレーナーは、当社との間に業務提携、代理店契約、雇用関係その他の関係があると誤認される表示をしてはならないものとします。

第 17 条（秘密保持）

1. 認定トレーナーは、PMA および当社の事業上の非公開情報、参加者その他関係者に関する秘密情報を、正当な理由なく第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。
2. 認定トレーナーは、研修、対話、事例検討等を通じて知り得た個人または企業を特定できる情報について、適切に取り扱うものとします。
3. 本条に定めのない事項については、基本規約の秘密保持に関する定めを適用するものとします。

第 18 条（研修内容の品質維持）

1. 認定トレーナーが PMA 公式講座を担当する場合は、当社が定めるカリキュラム、教材、進行方法その他の指針に従うものとします。
2. 認定トレーナーが PMA 公式講座の内容を変更する場合は、事前に当社の承認を得るものとします。
3. 当社は、PMA の内容、教材、運営方法等について必要に応じて更新を行うものとし、認定トレーナーはその内容を確認するものとします。

第 19 条（認定の有効期間および更新）

1. 認定トレーナーの認定期間は、認定日から 1 年間とします。
2. 認定トレーナーが認定を更新する場合、当社が指定する研修・勉強会等への参加その他当社が定める更新要件を満たし、更新料 22,000 円（税込）を支払うものとします。
3. 認定期間終了後に再度認定を受ける場合、当社が定める確認または面談等を受け、再認定料 22,000 円（税込）を支払うものとします。
4. 当社は、認定トレーナー制度の運営上必要がある場合、更新要件、更新方法その他の制度内容を変更することがあります。

第 20 条（認定の一時停止・取消）

当社は、認定トレーナーが以下のいずれかに該当すると判断した場合、認定を一時停止し、または取り消すことができます。

1. 本規定または基本規約に違反した場合

2. PMA 教材を第 14 条に定めた以外の方法で改変、複製、配布または第三者に提供した場合
3. PMA の名称、ロゴまたは認定トレーナーの表示を不適切に使用した場合
4. PMA の内容をほぼそのまま別名称の研修として販売した場合
5. PMA または認定トレーナー制度の信用・評価を著しく損なう行為を行った場合
6. 参加者その他関係者に対して著しく不適切な行為を行った場合
7. 認定時または更新時に重要な事項について虚偽の申告をした場合
8. 法令または公序良俗に反する行為を行った場合
9. その他、認定トレーナーとして不適切であると当社が判断した場合

第 21 条（認定の有効期間満了・取消後の措置）

1. 認定の有効期間満了を迎えた者および認定を取り消された者は、認定トレーナーであることを示す名称、ロゴその他の表示を使用してはならないものとします。
2. 認定の有効期間満了を迎えた者および認定を取り消された者は、PMA 教材を認定トレーナーとして使用してはならないものとします。
3. 当社から求められた場合、認定の有効期間満了を迎えた者および認定を取り消された者は、当社が指定する教材等を返却または廃棄し、その旨を報告するものとします。

第 22 条（独立した事業活動について）

1. 認定トレーナーは、自らの責任と判断において、独立した研修、講演、コンサルティングその他の事業活動を行うことができます。
2. 前項の活動については、認定トレーナー自身が責任を負うものとし、当社との間に別途の契約がない限り、当社がその活動について責任を負うものではありません。
3. 前 2 項の活動において PMA の名称、ロゴ、教材または認定トレーナー資格を使用する場合は、本規定を遵守するものとします。

第 23 条（損害賠償）

認定トレーナーが本規定または基本規約に違反し、当社または第三者に損害を与えた場合、法令上認められる範囲において、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者、受講者および認定トレーナーは、自らが反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関係を有していないことを表明し、保証するものとします。
2. 前項に反する事実が判明した場合、当社は、トレーナーコースに関する契約を終了し、または認定トレーナーの認定を取り消すことができます。

第 25 条（規定の変更）

1. 当社は、PMA の運営その他の必要に応じて、本規定を変更することがあります。
2. 本規定を変更する場合、当社は変更内容および効力発生日を、ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法により通知します。
3. 法令上、利用者等の同意が必要となる変更については、必要な手続きを行うものとします。

第 26 条（準拠法および管轄裁判所）

- 本規定は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 本規定に関して生じる一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2026 年 10 月 23 日 制定

株式会社 アンテ
代表取締役 島田和子